

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	男女共同参画・多様性推進課
契約締結年月日	令和 8 年 4 月 1 日
契約者名	公益財団法人山梨県国際交流協会
契約名	令和 8 年度国際交流・多文化共生センター運營業務委託
契約金額 (税込み)	29,858,000円
随意契約理由	<p>本業務は、山梨県における国際交流・国際協力および多文化共生（以下「各種分野」という。）の推進を目的とし、その中核的拠点である「山梨県立国際交流・多文化共生センター」（以下「センター」という。）の運営及びセンターを基点とした各種分野に係る事業の実施を委託するものである。</p> <p>公益財団法人山梨県国際交流協会（以下「協会」という。）は、定款第 4 条に基づき、各種分野の推進を主たる目的としており、令和 4 年度までは県立国際交流センターの指定管理者として、令和 5 年度以降はセンターの運營業務受託者として、本県の施策推進に資する業務を継続的かつ円滑に実施してきた実績を有している。</p> <p>また、協会は本業務の遂行に不可欠な、市町村や外国人支援機関・団体との広範なネットワークを構築しており、豊富な経験と情報を蓄積している。さらに、県内で唯一、一般財団法人自治体国際化協会が認定する「多文化共生マネージャー」および総務省が認定する「災害時外国人支援情報コーディネーター」が在籍する団体でもある。</p> <p>加えて、令和 2 年 4 月 1 日には、本県と協会との間で「山梨県災害多言語支援センターの設置・運営に関する協定」（令和 5 年 4 月 1 日改訂）を締結しており、同協定第 4 条により、センター内等を設置場所と定めている。大規模災害時には、協会が当該支援センターの運営を担うこととされており、他団体が本業務を受託した場合、センター内での業務遂行に支障をきたすおそれがある。</p> <p>以上のとおり、本業務を最も合理的かつ効果的に遂行できるのは協会のみであり、当該業務を委託し得る唯一の団体である。</p> <p>したがって、本業務はその性質上、競争入札には適さず、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約とする。また、山梨県財務規則第 137 条第 3 項に定める「特別な理由がある場合」に該当するため、見積合わせを省略するものである。</p>

	よって、本業務委託はその性質上競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約とした。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号